

中央卸売市場業務条例の一部改正（案）について

事 項		改正内容	説 明	
総則	2条	名称及び位置	変更	面積の規定を削除
	3条	取扱品目	変更	※青果部 野菜、果実及びこれらの加工品 ⇒野菜、果実及びこれらの加工品
	5条	開場の時間	変更	午前4時から午後3時まで ⇒午前零時から午後12時まで
	5条の2	市場の運営の方法	新設	開設者の差別的な取扱いの禁止
市場関係事業者	6条の2	卸売業務の認定	新設	農林水産大臣の許可 ⇒市長の認定
	8条	保証金の額	変更	有価証券の条項削除
	12条	せり人の資格等	変更	市による登録（試験） ⇒卸売業者からの届出
	18条	仲卸業務の認定	変更	市長の許可⇒認定
	29条	関連事業者の設置	変更	市長の許可⇒認定
売買取引及び決済の方法	36条	売買取引の方法	変更	販売方法の規制を緩和（※せりの割合は取引参加者で協議して決定）
	37条	相対取引の承認申請	削除	販売方法の規制を緩和
	38条	卸売業者の業務の規制	削除	取引の規制を緩和
	39条	差別的取扱いの禁止等	変更	受託拒否の理由を記載
	40条	第三者販売	変更	取引結果の報告を義務化 ※詳細のルールは取引参加者で協議し決定
	41条	商物一致	変更	
	43条	卸売業者の買受物品等の制限	削除	取引の規制を緩和
	45条	受託契約約款	削除	商業上の取引行為
	46条	販売前における受託物品の検収	削除	商業上の取引行為

売買取引及び 決済の 方法	47条	卸売をした物品の相手方の明示及び引取	削除	商業上の取引行為
	47条の2	売買取引の条件の公表	新設	卸売業者に公表義務
	48条	直荷引き	変更	取引結果の報告を義務化 ※詳細は取引参加者で協議し決定
	49条	中卸業者の業務の規制	削除	取引の規制を緩和
	53条 54条	卸売予定数量等の公表	変更	適切な方法により公表
	55条	決済の確保	変更	取引参加者間で決定した売買取引の支払期日、支払方法等について、遵守することを規定（58条を統合）
	56条	委託手数料	削除	卸売業者による売買取引の条件の公表事項
	57条	出荷奨励金	削除	卸売業者による売買取引の条件の公表事項
	59条	卸売代金の変更の禁止	削除	商業上の取引行為
	60条	完納奨励金	削除	卸売業者による売買取引の条件の公表事項
品質管理	61条	物品の品質管理の方法条	変更	食品衛生法その他関係法令の規定
雑則	80条	卸売業務の代行	削除	法律上の規定なし